

一般社団法人日本独文学会機関誌編集・刊行規程

(2019年6月8日施行)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本独文学会（以下「本会」という。）が発行する機関誌の編集・刊行について定める。

(機関誌の刊行)

第2条 本会は機関誌「Neue Beiträge zur Germanistik ドイツ文学」を毎年度2冊刊行する。

(機関誌の構成)

第3条 本会の機関誌は、海外で刊行される国際誌 „Neue Beiträge zur Germanistik“（「ドイツ文学」）と国内で刊行される「ドイツ文学」（„Neue Beiträge zur Germanistik“）各1冊から成る。

(編集長)

第4条 編集長は、機関誌担当理事が務める。

(編集委員会)

第5条 編集長および編集委員から成る編集委員会が、機関誌刊行の任に当たる。
2 編集委員は編集長が委嘱する。編集委員会は理事会の承認を得て成立するものとする。
3 編集委員の任期は2年とし、4期連続して委嘱されることはない。
4 編集委員会は、編集長がこれを主宰する。
5 編集委員会は、機関誌の刊行（企画・査読・審査・編集・校正）に当たる。

(副編集長)

第6条 編集委員会に3名の副編集長を置く。
2 副編集長は、編集長がこれを推挙して理事会の承認を得る。
3 3名の副編集長は、それぞれ「文学・文化」、「語学」、「教授法」部門の論文査読を統括する。
4 編集長は副編集長と協議のうえ編集会議を主宰して、編集作業を円滑に進める。

(正副編集長会議)

第7条 編集長と副編集長は正副編集長会議を構成する。なお、編集長は正副編集長会議に、必要に応じて会長ならびに関係の常任理事等の出席を求めることができる。
2 正副編集長会議は、編集長がこれを主宰する。
3 正副編集長会議は、特集テーマや書誌の作成計画などの調整に当たるほか、年間刊行スケジュールの管理や、科学研究費申請など機関誌の刊行全般に関わる事項について協議する。

(査読協力者)

第8条 編集長および副編集長は査読協力者に査読を依頼することができる。

(委員会の発足時期と終了時期)

第9条 委員会の発足時期は理事会の承認を得たときからとし、終了時期は次期委員会が発足するまでとする。

(国際編集顧問)

第10条 国際編集顧問〈若干名〉は、正副編集長会議が国外の「文学・文化」、「語学」、「教授法」部門の有識者の中から推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。国際編集顧問は、編集長の諮問に答え、企画や審査などについて助言することができる。
2 国際顧問の任期は、会則が定める編集委員の任期に準じ2年とし、4期連続して委嘱されない。

(著作権)

第 11 条 著作権は著者と一般社団法人日本独文学会の共有とする。

2 国内刊行誌は冊子刊行の 1 年後に電子媒体として公開される。国際誌は電子媒体としてのみ刊行され、刊行と同時に公開する。

3 刊行 1 年を経た後、転載可能とする。

(細則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(2023 年 5 月 6 日、第 11 条第 2 項を改訂)